

第2回 高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議  
「高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化に向けた  
運転免許制度の在り方等に関する調査研究」分科会  
議事概要

1. 開催日時等

- ・開催日時：平成30年3月7日（水）14:00～17:00
- ・開催場所：合同庁舎2号館18階 警察庁第4会議室
  
- ・構成員等  
早稲田大学名誉教授 石田敏郎（座長）  
東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 鎌田実  
武蔵境自動車教習所副管理者 河内勝良  
千葉大学名誉教授 鈴木春男  
豊島自動車練習所副管理者 外村謙二  
全日本指定自動車教習所協会連合会教習教育部長 吹浦秀俊  
中央大学大学院法務研究科教授 藤原静雄  
警視庁交通部運転免許本部運転者教育課長 箕輪浩之  
国土交通省自動車局技術政策課長 江坂行弘  
日本自動車工業会常務理事 和辻健二  
警察庁交通局交通企画課長  
警察庁交通局運転免許課長  
警察庁交通局運転免許課高齢運転者等支援室長

## 2. 議事進行

### 2.1. 開会

※事務局より開会を宣言。

### 2.2. 討議

※自由討議を実施。各委員からの主な意見等については、次のとおり。

#### 【実車試験制度関係】

- ・ 実車試験の内容を検討する際は、実際の道路交通の場面でどうしても必要という課題について行えばいいのではないか。この点、実務を担当している高齢者講習指導員に対するアンケート調査結果等を参考にしてはどうか。
- ・ 実車試験の内容として、運転技能だけでなく、注意配分・複数作業など、認知や判断に係る部分についても重視することが重要である。また、この点は、実車試験の対象者とするかどうかの指標としても大事である。
- ・ 実車試験の前に適性検査のようなものを実施することについては、過去に効果が判然としないとの理由でやめた経緯がある。実車による評価のみを行えば充分なのではないか。
- ・ 高齢者講習の結果と運転者の家族等からの相談結果とを併用し、実車試験の対象者を把握する仕組みとしてはどうか。
- ・ 実車試験は運転者本人が不安だから試験を受けてみたいという場合にも実施できることとしてはどうか。
- ・ 実車試験の内容の検討に役立てるため、高齢者講習のドライブレコーダーのデータを活用することを検討してもよい。
- ・ 「実車試験」は新制度を作るコストが大きく、また、社会的受容性の問題もある。現在も高齢者講習で実車指導・運転能力の評価は行われているので、「実車試験」のような方法だけでなく、高齢者講習の実車指導により運転能力の評価を行い、運転免許証の自主返納を促すという方法もあるのではないか。
- ・ 実車試験を導入する場合には、運転免許試験場や自動車教習所といった現場の業務負担にも配慮する必要がある。
- ・ 自動車教習所において、運転免許の可否についての最終的な判断を行うための試験としての実車試験を実施することは、現実的に難しい面がある。自動車教習所が把握した危険な運転者の情報を公安委員会に提供し、公安委員会が最終的に実車試験を行うこととしてはどうか。
- ・ 危険な運転を行う可能性のある運転者の情報を自動車教習所から試験場などに提供することは可能だと思う。一方で、教習所だけで最終的な判断を行うことは難しい。

#### 【限定条件付免許関係】

- ・ 限定条件付免許のようなものがあれば、医師も少し危ないと思う人に対して限定免許

に移ってくださいという指導ができ、上手く回っていくのではないか。

- ・ 運転者本人からの申請に基づく限定条件付免許の導入については、高齢者講習指導員が高齢者講習の受講者に行うアドバイスとして、自主返納以外の選択肢となる。まずは本人からの申請に基づく限定条件付免許の導入を検討してはどうか。
- ・ 実車試験の結果、運転免許の取消しに至らない中間的な性格の処分として限定条件を付与することは、将来の運転免許の返納へのルートを作る観点からも重要ではないか。
- ・ 運転免許の継続又は取消しという“オール・オア・ナッシング”の議論ではなく、社会的受容性を見ながら、限定条件付免許等の種類の導入について検討したほうがよい。この点、運転者本人の申請に基づく限定条件付免許は、社会的受容性が高いのではないか。
- ・ 公安委員会の審査を経て限定条件付免許を付与することとする場合、当該審査の内容を定めるのは困難であり、慎重な検討を要する。
- ・ 限定条件の内容は可能な限り簡略化したほうがよい。条件の内容としては、夜間の走行を禁止し、日中のみの走行を認めるというような時間に関するものや、高速道路の走行を禁止し、一般道路のみの走行を認めるというような場所に関するものが挙げられる。また、時間帯と場所の条件をセットの条件とすれば、条件の内容をより簡略化できるのではないか。
- ・ 高齢者講習において夜間視力を測定し、その結果のみを基に、教習所が時間帯の限定条件付免許の付与を判断することは難しい。また、場所の限定条件を付すためには、自動車教習所内のコースだけではなく、実際に高速道路を走行して確認しないと判断することが難しい。
- ・ 限定条件付免許の導入に当たっては、全国的な統一性にも留意する必要がある。

#### 【その他】

- ・ 高齢運転者に関するデータを分析する上では、75歳未満を一括りすると、75歳未満と75歳以上とでデータ数の偏りが生じる。75歳未満については、例えば、75歳未満の高齢者と非高齢者とに区分して分析してはどうか。
- ・ 高齢者講習の実車講習を活用すれば、運転能力を確認することができる。また、実車講習中のドライブレコーダーのデータ等を運転者に見せることによって、運転免許の自主返納を促すことに繋がるのではないか。

#### 2.3. その他

次回日程：後日調整予定。

#### 2.4. 閉会

(以上)